

競争入札の参加者の資格に関する公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査申請の時期及び方法について次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 8 日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 入札に付する事項

令和 8 年度道路賠償責任保険

2 入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 3 の資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項の損害保険業免許を有しない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (7) この告示の前日に鹿児島県内に本社、支店又は事業所を有していない者

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便（書留郵便により令和 8 年 4 月 13 日（月）必着とする。）により提出するものとする。

ア 法人にあつては登記簿謄本

イ 個人にあつては、次の(㉠)、(㉡)及び(㉢)

(㉠) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(㉡) 所在地の市町村長が発行する住民票

(㉢) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第5項の損害保険業免許を有することを証する書類

カ 鹿児島県内における本社、支店又は事業所の設置状況を証する書類

キ 所定の誓約書及び役員名簿

(2) 申請書類の入手・提出場所、申請に関する問合せ先及び申請書類の入手方法

ア 場所

鹿児島県土木部道路維持課管理係

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3566

ファックス番号 099-286-5623

メールアドレス rm-kanri@pref.kagoshima.lg.jp

イ 問合せ先

アに同じ

ウ 入手方法

申請書類の交付の請求は、直接又はメール、郵便若しくは信書便の送付によることとし、電話及びファックスによる請求は認めない。

なお、郵便又は信書便の送付で交付の請求をする場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒を必ず同封し、アの交付場所に対し、令和8年4月10日（金）までに必着するよう請求すること。

(3) 申請書類の受付期間

令和8年4月8日（水）から令和8年4月13日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 資格審査結果の通知

入札資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

4 入札参加資格の有効期間

入札の参加資格を取得した日から、この道路賠償責任保険契約期間までとする。

（契約期間：令和8年5月1日から令和8年11月1日まで）

